



羅針盤

選挙会規の一部改正について

副会長

小林 七郎 (36期)



1 改正の経緯

2007年11月30日の当会臨時総会において、「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」(選挙会規)の一部改正案が可決された。2006年11月、当会内の三つの会派連名による当会及び選挙管理委員会(選管)宛の選挙の運用の改善を求める提言、2007年1月の選管の当会宛のFAXによる選挙運動を認めるよう選挙会規を改正すべきとの提言がなされ、これを受けて2006年度理事会は選挙会規の改正を検討し、その内容を選管及び総務委員会に諮問した。今回の改正は、2007年3月までに提出された上記各委員会の諮問に対する答申をふまえて2007年度理事会において再検討した改正案が可決承認されたものである。

2 改正の概略 (詳細は「選挙の手引」改訂版参照)

(1) 選挙権・被選挙権確定日の変更

公示日の前日から14日前とし、4日間早くした。

(2) 推薦候補の廃止

従来から推薦による候補は出ていなかったこと、本人の意思にかかわらず推薦によって候補とすることには問題があること等から推薦候補を廃止し、自薦候補のみとした。

また、立候補の辞退は不在者投票開始日の前日から起算して4日前までとした。

(3) 納付金の廃止

納付金を廃止し、役員については預託制度とした。常議員・代議員からは何も徴収しない。役員の預託金は、従前の納付金と同額(会長30万円、副会長15万円、監事8万円)とし、①立候補を辞退したとき、②被選挙権がないことにより立候補が無効となったとき、

③所定の得票数に達しないときは没収することとした。

(4) 立会人数の変更

立会人数を従前の30人を20人以上とした。

(5) 不在者投票の期間と時間の変更

不在者投票の期間と時間を日弁連と一致させた。その結果、不在者投票期間は月曜日から木曜日まで、時間は正午から午後1時までとなる。

(6) 文書制限の緩和

① 運動主体は、推薦候補を廃止したことから「推薦人」を削除し、その余は従前どおり「候補者又はその承認を受けた弁護士会員」とする。

前記の三会派からの提言は、会派内の文書による連絡を可能にするべきであるとするものであるが、「会派」の定義が困難であるため、会派を選挙運動の主体とすることはできない。そこで、候補者を出している会派は候補者又はその承認を受けた会員により、候補者を出していない会派はその会派内の会員が他会派の候補者の承認を受けることによって連絡することになる。

② 文書の種類は、役員候補者は葉書及びFAXとし、常議員・代議員候補者は従前どおり葉書のみとした。

メールも解禁すべきであるとの意見も有力であったが、メールは容易に改竄が可能なこと、メールアドレスの把握・管理が弁護士会も十分にはできていないこと、メールによる受信を迷惑として拒否する会員も少なくないこと、事後によるチェックにも限界があること等からメールの利用は認めないこととした。

③ 枚数及び回数制限について、葉書は、常議員・代議員候補者については会員増を考慮して100枚を200枚とし、役員候補者については従前どおりとした。FAX(役員候補者のみ)による送信は、1回あたりA4サイズ1枚で、送信先数は選挙権者の数、種類

は3種類、送信回数はそれぞれの種類につき1回とした。

なお、葉書、FAXとも従前どおり事前の承認手続が必要である。

- ④ 選挙事務所の無料化は、選挙会規改正の問題ではないが、理事者会は関連委員会に意見照会をした上、無料化を決定した。

3 改正を見送った主な点について

(1) 被選挙権の制限の緩和

常議員・代議員については、被選挙権の制限を廃止すべきであるとの意見もあったが、常議員会や代議員会の重要性に照らせば、制限を廃止すべき根拠はないとの意見が有力であり、従前どおりとした。

(2) 文書の承認手続について

事後の届出を義務化すべきであるとの意見も有力であったが、文書を葉書とFAXに限定したことから事前の承認手続を取ることが可能であること、違反文書、例えば誹謗・中傷文書等が送付されてしまってからでは被害の回復が困難であること、文書の受け手にとっても承認印のある文書の方が安心して受け取れること等から従前どおりとした。

(3) 多摩支部会館での投票

これを認めることが望ましいことは間違いないが、多摩支部会館のスペース、二重投票の防止等の問題があるほか、三会と日弁連が足並みを揃えて行なうべきことから現時点では実現困難として見送った。

(4) 選挙会規違反に対する制裁とそれに対する不服申立

選管からは、この点の改正についても提言がなされたが、大きな問題でもあるため、今後の検討課題とした。